

「吉田清治証言」の再検証・補足

2018年9月7日 外村 大

せんだって(2018年4月)、『吉田清治証言』の再検証—史実との相違、語りの背景、失敗の教訓」と題する文章をまとめておいた。これは、今後の自身の研究のための問題整理としての意味もあり、こなれた文章にはなっておらず(もともと文才はないが)、細かいところに立ち入り、その結果、他人が理解するには長くなりすぎてしまったかもしれない。また、これについては、吉田清治の著作で書かれているような動員が実際にあったと見る今田真人氏(以下、敬称略)の批判がある。今田の批判は、筆者には気が付かなかった点もあり、有り難く受け止めたいが、しかし、吉田清治が語ったことに矛盾が多く、彼がいうような動員が実際に行われたとは考えられないという結論は変わらない。むしろ、今田の指摘を受けて、若干考えてみると改めて吉田清治の語りが信頼できないことが理解できたところもある。そこで、今田の指摘について触れつつ、吉田清治の語りの問題点を簡単に述べておく。

まず、国家総動員法と慰安婦とは無関係である。国家総動員法での労働力動員に直接関わる条文は、第4条、第5条、第6条がある。このうち、第4条は、徴用によって総動員業務に従事させることで、それに基づいて国民徴用令等がある。第5条は、総動員業務への協力を規定したものであり、それに基づいて、国民勤労報国協力令、女子挺身勤労令、学徒勤労令等がある。ここで言う、総動員業務とは何かということについては、国家総動員法第3条に1~9まで各号列記されている。念のために示せば以下のとおりである。

- 一 総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関スル業務
- 二 国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務
- 三 国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務
- 四 国家総動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務
- 五 国家総動員上必要ナル教育訓練ニ関スル業務
- 六 国家総動員上必要ナル試験研究ニ関スル業務
- 七 国家総動員上必要ナル情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務
- 八 国家総動員上必要ナル警備ニ関スル業務
- 九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル業務

1~8で、慰安婦の「業務」に関連した規定はない。もし、慰安婦の「業務」を総動員業務にしようとするならば、9号の規定に依拠して勅令を出す必要があるが、そうした勅令は出ていない(なお、9号の規定を依拠して総動員業務を指定することは皆無ではなかった。1~8号からは土工事は総動員業務とはならないが、国防上必要な土工事について総動員業務とする勅令が出されている)。したがって、第4条にいう徴用で慰安所に人を配置することはできないし、女子挺身勤労令に基づいて慰安婦とするべき女性を集めて彼女たちを女子挺身隊として組織することはありえない。

次に国家総動員法第 6 条について見ておこう。条文の文言は「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、従業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」というものであり、命令の範囲は「総動員業務」に限定されないことがわかる。そして、この条文をもとに、労務調整令等が出されている。では、それを用いてどのような施策が進められたかと言えば、主には、労働市場をコントロールして、主に男性の労働者について、軍需生産関係の産業に移動させる、新規に就かせる、そこに就いている者を移動させない、ということである。これは主には雇入れの制限等によって進められた。つまり、軍需生産と関係が薄い職種について新規雇入れの数を制限する、国民職業指導所長の認可を必要とし、逆に軍需生産と関係が深い職種では男子労働者の移動をなるべく認めないようにする、といった措置が取られたのである。当然ながら、芸娼妓や酌婦、カフェーの女給等は軍需生産とは直接かかわりはないので、その新規雇入れ等が制限されることとなった。

しかし、軍の要望で慰安所について「酌婦」等を雇い入れたいという場合は、稟伺の上で厚生省が認めれば雇入れてもよい、とする通牒（厚生次官より各地方長官宛「労務調整令施行ニ関スル件依命通牒」、1941 年 12 月 16 日）が出ていた、というのが、今田が重視している事実である。これ自体は興味深いものである。だが、この通牒は、厚生省が軍の指示を受けて女性を集めて、慰安所に配置せよ、ということを示しているわけではない。その内容は、労務調整令にかかわらず、軍の要求で慰安所的必要があれば、「酌婦」「女給」の雇入れは、厚生省が承認すれば可能である、ということだけを伝えているだけである。言い換えれば、慰安婦の雇入れは労務調整令の直接の影響を受けない（厚生省の承認は必要だが、ということではあるが）ということであり、慰安婦と労務調整令・国家総動員法第 6 条が無関係である、ということの意味しているのである。なお、今田が紹介している通牒は厚生次官が地方長官宛に発しているもので、対象となるのは日本内地にある事業所に限定される。朝鮮等の外地や占領地でどうであったかは別途検討が必要となるだろう。

次に、労務報国会、土建労働者や港湾労働者、工場雑役に従事する者らを配下に置く請負業者（＝飯場の親方たち）や彼らの労務供給を行う業者（＝労務供給業者）と芸娼妓、酌婦等の紹介周旋の業を行う者との関係がどうであったかという問題がある。なお、今田は「女術」の語を用いているが、それをどのような意味で用いているのか不明であり、ここでは法的に許可された芸娼妓、酌婦等の紹介周旋を業として行う者と労務報国会、その会員である飯場の親方、労務供給業者との関係について主に述べておく。

一般的にこうした土建や港湾労働者、工場雑役に従事する者らは、法的秩序が通用しないような独自の社会と関係していることは確かであり、「騙して送り込む」、「人買い」で労働者を確保したケースがあることも事実である。ただし、そうした男性の労働者を使用する飯場等は「監獄部屋」「タコ部屋」と称された。ただし、飯場の親方や労務供給業（家政婦や看護婦の派遣を除く）は、男の労働者を配下に組み入れているのであり、女性を連れてきてもらう必要はない。これに対して、女性の売春にかかわる人身売買は売り飛ばす先は、遊郭や

置屋、特殊飲食店等である。これらの人身売買の行為は、戦間期にそれを取り締まる、各府県警察部の規則等が整備されていく。そして、男性の土建、港湾等の労働者の募集については、1938年に出された職業紹介法第8条に基づく労働者募集規則に基づいて行われることとなり、労務供給事業も一定条件のものは、同法第8条に基づく労務供給事業規則の許可を受けて実施されることになった。これに対して、「芸妓、酌婦その他これに類するもの」の「職業紹介」は職業紹介法のカバーする範囲からは除外される。娼妓については建前上、「自営」なので、「職業紹介」ではなく「周旋」となる。これはもちろん、芸妓、娼妓、酌婦等の紹介や周旋を自由にやってよいということではなく、それは引き続き、各府県警察部等の規則で業者を認可した上で取り締まりを行う、ということである。そして、労務供給事業、労働者募集を行う者は、芸娼妓、酌婦の紹介周旋業には携われないように1938年以降、法的な規制が行われていた。

このようななかで、1940年11月15日付で規則の改正があり、労務供給業（付言すれば営利職業紹介業者も）と芸娼妓、酌婦等の周旋業との兼業が警察当局の許可があれば可能となった（筆者は気が付いていなかった。この点は筆者のミスである）。問題はこの措置をどう解釈するか、ということになる。この点、人身売買を行おうとする者がより活動の自由を得た、という解釈がありうるわけであるが、筆者はそうではないと考える。戦時体制下において、社会不安を醸成につながる、あるいは労働市場を乱す可能性がある施策は取られない。むしろ、考えられるのは、当局が許可し把握できる範囲で、芸娼妓、酌婦の紹介が行われるようになり、現状の業者らはそう危険ではないと判断し、そうであれば、労務供給業等を兼業してもよい、ということにただけである。

なお、芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業には、それなりのノウハウ、信用、それに人的ネットワークの蓄積が必要であり、すぐに思い立って始められるようなものではない。労務供給事業者が安易に新規参入する、わけにはいかなかったと思量される。逆に芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業も芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業者が労務供給業しようとした場合も、同業者や労務の受入れ側との関係構築の必要があるので、簡単ではない。

以上のことから、労務供給事業者や飯場の親方らが芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業の兼業がないという実態は（もともと法的にできなかった時期は許可されず）、規則改正の後もそれほど、変わりがなかったものと筆者は推測する。もちろん、この点は、芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業や労務供給業者の実状をより慎重に考えて判断を下す必要もあるだろう。ただ、少なくとも労務供給業と芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業の兼業が急に増加したといったことを示す史料は見当たらない。

しかし、労務供給業者と芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業を兼業していた者がいた可能性は排除できない。だが、そうであったとして、では労務報国会という組織が芸娼妓、酌婦等の紹介周旋に関連した業務を担うか、そのような命令を関係行政機構や軍が出しうるか、という問題がある。あくまで「労務報国会はその組織範囲を、土木建築、交通運輸、工場、鉱山の雑役と定められてゐる」のであり、「その性格は…土木建築交通運輸、工場鉱山に於ける雑

役等の労務者、之等のものの、就労を斡旋する労務供給業者、並之等のものを使用する作業請負業者の全国的組織」とされている。全国組織の大日本労務報国会の目的は「業者（労務供給業者並に日雇労務者を使用する作業請負業者を指稱す以下同じ）並に其の所属及使用労務者の産業報国会運動を全国的に実施統括し日雇労務者の適正なる配置を図り勤労働員の完遂を期する」ことにある。そして各道府県の労務報国会は「大日本労務報国会の指導の下に道府県に於ける業者並に其の所属及使用労務者の産業報国会運動を実施統括し日雇労務者の適正なる配置を図り勤労働員の完遂を期するを以て目的とする」としている（大日本労務報国会『労務報国会の組織とその運営』）。これを見る限り、どう考えても、労務報国会の職掌として慰安婦の募集が含まれると見ることは不可能である。また、もし、軍や行政機構が、慰安婦とするべき女性を集めようと考えたならば、土木建築等の日雇い労働者、それらを配下に置く業者等を組織した団体ではなく、芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業者やその同業団体に依頼したほうが合理的である（ある八百屋がたまたま餅を並べて売っていたとしても、餅を大量に仕入れようとする者が八百屋の同業者組合に依頼するはずはない、ということである）。

ただし、労務供給業者や土建の飯場の親方のほとんどが芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業を兼ねていたのであれば話は別である（もっとも、労務供給業者や飯場の親方はみんな女性をだまして売り飛ばすような連中だと見なすのは、彼らに対する偏見だと筆者は考えるが）。しかし、そうであるならば、吉田清治の証言はますます、信頼できなくなる。

まず、労務報国会に勤務していて内部の事情に精通していたはずの吉田清治がなぜそのことを書かないのか、という点が問題となる。また、労務報国会に対して慰安婦を募集せよという命令があったとすれば、その担当者は、芸娼妓、酌婦等の紹介周旋業を兼業する労務報国会の会員に協力を仰ぐのが自然であろう。そのような話は吉田の著作にはまったくでてこない。この点も不自然である。

次に、軍が人を集めたいという際の指揮系統の問題について再度、述べておく。日本内地の軍が国内の緊急国防工事等で急に労働力が必要な場合は、当然ながら労務報国会に依頼するということになる。これは労務報国会の職掌がそのようなものであり、土木建築の特殊技能を有する労働者を会員としているからである（餅が必要な際に餅屋に行くのと同じ話である）。軍人がやってきて、県の労政課長に、国防工事に必要な労働力の確保に関してあれこれ指示をだす、そこに県の労務報国会の幹部が同席するということはもちろん、日常的にあっただろう。しかも県の労務報国会を取り仕切っているのは県の労政課長であるし、県の労務報国会の会長は知事であるので、県知事名で指示の文書を出す必要がある。行政機構、組織との関係でまったく正常なことである。

だが、日本内地の軍が必要な労働力を朝鮮で確保したい、ということがあったとすれば、それは、陸軍省なり朝鮮軍を通じて朝鮮総督府本府に依頼を行い、朝鮮総督府が地方行政機構に指示を出して必要な人員を集めるということになる。日本内地の軍がいきなり朝鮮の末端行政機構に指示を出す、ということは、組織的な混乱を招く非合理的行為である。そし

て、慰安婦とすべき女性を確保したいとする軍が、労務報国会に話を持って行くことはあり得ない。前述のように、それは労務報国会の職掌ではないからである。さらに言えば、もし朝鮮で慰安婦とすべき女性を日本内地の軍が集めたいということになれば、まず陸軍省なり朝鮮軍に話をしてそこを通じて朝鮮総督府本府に依頼するというのが妥当な手順となる（ただし、それが現実にそのような事例があったかどうかは不明である）。

労務報国会の組織との関係でもう一つ、（今田が理解していないようなので）説明が必要なこととして、女子挺身隊との関係がある。労務報国会は、勤労挺身隊という団体を整備していた。今田はこれを慰安婦と関係があると考えているようである。根拠として提示していることは、2つある。まず、今田が目にするのは、「勤労挺身隊整備要綱」を通知した文書である「勤労挺身隊ノ組織整備ニ関スル件」（1943年10月9日付の大日本労務報国会理事長から各都道府県労務報国会会長宛通牒）における「追テ既ニ此ノ種ノ隊ヲ組織済ノ地方ハ漸次本通牒ニ依ラルルヤウ致サレ度」という文章である。「勤労挺身隊整備要綱」は、どう考えても慰安婦を内実とする挺身隊を組織せよという趣旨の文は含まれていないが、前記の文章からは、地方によっては異なる形態の組織もあったことがわかる、したがって山口県労務報国会の場合は慰安婦を内実とする女子挺身隊を組織していたのだろう、というのが今田の主張のようである。もう一つ、今田が目しているのは、「勤労挺身隊整備要綱」では、労務報国会の勤労挺身隊は「土木建築並運輸事業等に於ける労務の非常動員に協力」する、という文言の「等」である。今田は、この「等」には、慰安婦の仕事も入ると考えているようである。いずれも根拠薄弱であり、それを述べるのであれば、ほかに裏付けとなる史料の提示が必要であろう。

なお、県レベルの労務報国会での勤労挺身隊の組織整備がいつから始まったのか、山口県労務報国会の場合、いつどのような勤労挺身隊が組織されていたのか、については不明であるが、次のような点にも留意しておくべきだろう。まず、前述の大日本労務報国会理事長の通牒より前の、1943年5月18日に厚生省勤労局長より道府県長官宛に出された「道府県労務報国会ノ労務配置ニ対スル協力方指導指針ニ関スル件」において、各府県労務報国会の各支部に勤労報国隊を編成し道府県又は国民職業指導所よりの命令に応じ随時出動せしむること」の指示がある。したがって、これを受けて結成が進んだのではないかと推察できる（ややこしい話であるが、大政翼賛会の運動として進められていた勤労報国隊の整備の一環として各府県の労務報国会で組織したのが勤労挺身隊である。つまり、ここでいう勤労報国隊は労務報国会の勤労挺身隊である）。その後出された、1943年6月4日付厚生次官・文部次官より各府県長官宛「勤労報国隊制度ノ刷新強化ニ関スル件」でも労務報国会での労務報国隊（＝勤労挺身隊）の組織を想定した文言がある（これらの通牒は、工場管理研究所『勤労報国隊と女子挺身隊』三和書房、1944年7月15日に所収）。しかし、そこで慰安婦に関連した業務への動員をうかがわせるような文言はない。しかも、そもそもここでの勤労報国隊とは、短期の動員（長くても6カ月）なのであり、期限を区切ることなく慰安所に送り込む、というようなものではない（逆に慰安婦にされた被害女性が6カ月の期限である、

と伝えられていたという話も聞いたことがない。

また、労務報国会の組織する勤労挺身隊とは、「勤労挺身隊整備要綱」では、労務報国会会員を持って組織することになっている。この要綱の出る前に県ごとによって異なる形態があったとして、労務報国会の会員以外の者を集めて、「〇〇県労務報国会勤労挺身隊」を組織することは、考えにくい。したがって、もし労務報国会の勤労挺身隊(その一部であれ)の実態が慰安婦であったとするならば、労務報国会会員中に、「娼妓」「酌婦」や「女給」、あるいはそれに類似した職業の女性がいた、という話になってしまう。だが、前述のように、労務報国会の会員は、土建、交通運輸、工場、鉱山の雑役であり、そうした職種 of 女性たちはいない。吉田清治も工場雑役の女性の会員がいたことは証言しているが、娼妓や酌婦、女給らの労務報国会会員が存在したとは言っていない。あくまで労務報国会の勤労挺身隊とは、前述のような労務報国会の守備範囲＝土建、港湾荷役等の交通運輸等の労働にかかわるものとして組織されたと考えるのが自然である。

なお、吉田清治の「動員命令書」で、「朝鮮人女子挺身隊」の語について、そのような言い方はしないのではないかと、「朝鮮人」ではなく「半島人」といった語をこの時期は使っているのではないかと筆者が述べたことに対して、今田は、「朝鮮人」の語は、この時期、公文書でも使われていることを指摘している。朝鮮総督府等がこの時期の公文書で「朝鮮人」の語を用いていることはその通りであるが、筆者が言いたかったのは、「朝鮮人〇〇隊」という団体の名称はつけられないのではないかとということと(全羅南道女子勤労挺身隊、朝鮮農業報国隊、といった団体名はあるが、朝鮮人〇〇隊はないのでは)、日本内地では「半島人」「半島同胞」という用語が多かったのではないかと、という点である(言葉が不足していた点は認める)。吉田が実際に慰安婦の動員を命じる文書を実際に持っていたかどうか、やはりこの点からも疑問である。細かい部分にこだわるように思われるかもしれないが、なぜこの点を述べるかという点、吉田の著書を読んでいくと、ほかにも当時の法令、部署名などで、それらしい用語ではあるが、当時の行政に通じていたであれば使わないであろう言葉が散見されるためである。

この点に関連して、吉田清治の著作の史料的価値についても触れておきたい。吉田が労務報国会の内部の人間であったことは、間違いのないであろうが(労務報国会関係者以外の一般の人が知り得ない事実を書いていることは筆者もすでに指摘している)、事実を語った部分は少ないと考えるほかない。要するに歴史史料として活用できないのである。吉見義明もそのように判断しており、その判断は、吉田が「動員命令書」が記されているという妻の日記の提示を拒否したことと関わっているようである。これは歴史学者であればだれでも納得がいくことである。そもそも、個人の日記にはプライベートなことも書かれていれば、他者に迷惑がかかるような記述もあるのが普通であり、歴史研究者がそれを見せてもらう場合は、十分、プライバシー関係には触れないことを説明して依頼する。その結果、信頼関係が構築されれば閲覧させてもらえることとなる。プライバシーの配慮等について吉見は十分に説明したであろうし、吉田清治にとって、吉見が信頼できない研究者であったとは思えな

い。かつまた、吉見のような研究者に妻の日記に書かれた「動員命令書」を提示することは、吉田にとって大きなメリットがあったはずである。それを行うだけで、吉田は社会的に信用され、尊敬もされることになっただろうからである。しかも、プライバシーに問題がある部分は紙を貼って提示することもできるだろうし、妻の日記の「動員命令書」のあるページの見せてもよかったはずである。それをしなかったということは、実際にはそのような「動員命令書」を記した妻の日記がなかったと考えたほうが自然だろう。そうした点を考慮するだけでも、吉田清治の著作については信頼できないものとみなすのが、歴史研究者の常識である。

もちろん、吉田清治の証言は真実だということを感じて研究を行うことは自由である。ただし、もしそれを進めようとするならば、吉田清治が何を語ったかを整理して検討したほうが、生産的な議論が可能となるだろう。ここで、吉田が語ったことのうち、筆者が問題としている朝鮮人の動員に関する証言の内容を整理すれば、“大本営令を受けた日本内地の軍の命令で、朝鮮総督府本府を通さずに、通常の「官斡旋」といった方法ではなく、労務報国会の「徴用隊」が朝鮮にわたって人を集めて連れてくるがあった”ということになる（労務報国会の職務として官斡旋としての動員をやった、とか女子挺身勤労令に基づく女子挺身隊の動員に従事してその隊員を慰安婦にした、とは吉田は言っていない）。その事実を証明しようとするならば、それにかかわる大本営令なり、官斡旋以外の動員で日本内地から人を派遣する業務に関連した文書を探し出す必要がある。多くの文書が焼却、遺失していることも確かだが、もし、吉田のいうような動員が行われていたならば、核心部分の文書がないとしても、その“痕跡”というべき、それをうかがわせるような史料は残っていると思われる。緊急に大量の人員を輸送するための交通関係の調整、渡航証明（ないしそれに代わるもの）の発給、日本内地側での受入れについての連絡（地元警察がそれを知っておく必要がある）といったことを考えれば、朝鮮総督府、内務省、各府県レベルの警察部の文書、民間の事業所の文書、個人の回想などで何か関連記述が残されているものがある可能性は高いはずである。しかし、筆者の知る限り、そうしたものは存在しない。

付け加えれば、吉田清治の証言は真実そのままではないにしても、“朝鮮半島において奴隷狩りのような物理的強制での慰安婦の動員はあったに違いない”“法的根拠を持つ命令で行政施策として朝鮮人慰安婦の動員が進められたはずだ”とする見方や、その点の実証が必要であるという意見もあるだろう。そうした点の検討が必要であることは否定しないが、その作業は、信頼性の低い吉田清治の証言に依拠することなく、進めるべきである。

ただし、物理的強制性や慰安婦の動員における法的な行政施策の存在を重視すること（おそらくそのことが、一部の人びとの間での吉田清治証言を信じたいという態度の背景にあると推察する）は、次のような点で問題であると考えられる。

まず、“物理的強制があったのだ”と強調することは（それが無い、という主張に対して反論する必要があることは当然としても）、この問題についてよく知らない市民に“慰安婦問題でもめている原因は強制性があったかなかったかであるらしい”という印象を与える

ことになろう。これまでも何度も市民運動関係者自身が言ってきたように、物理的暴力の有無は問題でないのであり、そこに過度にこだわって議論する必要はない。

また、法的な行政施策かどうかという点については、そうである動員こそが日本帝国がより深刻な害を民衆に与えたことを証明する根拠になるのだという認識がもしかするとあるのかもしれないが、それは大きな誤解である。むしろそうでない動員こそが、もっとも酷いものであり、その動員対象者こそが人間以下の扱いを受けたことを認識しなければならない。その理由は次のようである。すなわち、法的根拠を持つ行政施策としての日本帝国の動員は、動員対象者に名誉を与え、国家がある種の責任を持つことを保証するものである。かつ、法によって権利を制限することは、動員対象者が権利の主体（あくまで大日本帝国臣民としての権利であるが）であることを前提としている。逆に法的な根拠のない動員とは、動員対象者に名誉も与えず、国家の責任も保証しない。そして、法に基づく命令なしに、ある業務に（誰も望まないような）、人を配置しようとすることは、その対象者が権利を持つ主体ではない、どのようにも扱い得る存在とみなしていたのであり、言い換えれば人間扱いされていなかったことを示している。慰安婦の動員が、法的行政施策としては行われなかった（重ねて言うことになるが、慰安婦は国家総動員法と無関係である）ことの意味をとらえ、かつ、それを可能とした社会構造の理解を深めていくことこそが、慰安婦問題、植民地支配の歴史の本質を把握するカギであると筆者は考える。